

## 第5章 大綱・基本方針

### 第1節 基本理念（望ましい将来像）

杉山城跡の価値は、狭い尾根を巧みに利用して戦国時代の城づくりの技法が凝縮され、完成度の高いプランがほぼ完全なかたちで現在まで残されている点にある。その貴重な姿を次の世代へと受け継いでいくためには、基礎資料となる調査・研究に基づいた整備、保存、活用を行う必要がある。

また杉山城跡は、昭和21(1946)年に県指定を受けて以来、地元住民の理解、協力の下に環境の整備、保護を実施してきた。その結果、史跡の価値が再評価され、平成20(2008)年に国指定を受け、比企城館跡群菅谷館跡、小倉城跡、松山城跡と共に比企4城のひとつとしてこの地域の城館跡を代表するものとして重要な位置を占める史跡となった。歴史観については発掘調査の成果等に基づき15世紀末から16世紀前半の築城と考えられているが、縄張り研究の観点からは異論があり、結論は出ていない状況である。また城主についての資料もないことから、研究分野において多くの問題を残している城館である。

一方で、現状では比企丘陵の里山を象徴する雑木林と谷津田に囲まれた自然豊かな環境を有していることから、史跡の保存・活用においては自然環境の保全にも配慮した取り組みが求められている。保存活用にあたっては、第3章で示した杉山城跡の本質的価値を確実に保護し、関連する諸要素と組み合わせて、特色を活かした魅力の発信をしていくことが必要である。

そこで、史跡の目指す望ましい将来像を以下のとおり定め、保存・管理、活用、整備、運営体制の方策を示す。

#### 【史跡 比企城館跡群 杉山城跡の目指す望ましい将来像】（大綱）

### 「町民が愛着と誇りを持てる杉山城跡」

地域住民により守られてきた、地域に根ざした史跡である杉山城跡の遺構と周囲の自然環境の恒久的な保存・管理を基軸に、調査研究の継続とその成果に基づく保存・活用を推進し、城の構造を学べる地域の財産として比企城館跡群の4城と連携した史跡の価値を高める活動をすすめる、訪れる多くの人々が杉山城跡の魅力を実体験できる整備活用を目指す。

### 第2節 基本方針

望ましい将来像を実現するために、本計画に関わる基本方針を次のとおり定める。

#### 【保存・管理】

保存・管理とは、公有地化事業、調査研究事業、そしてこの2つを基礎とする管理事業からなる。公有地化は87.6%が完了し、残す部分については土地所有者の理解・同意が必要となるため今後も継続実施となる。公有地化された地点について、現状保存を原則として、発掘調査を含め不要不急の現状変更は行わない。また必要最小限として遺構等の内容確認、保存・管理手法の検討を目的とした調査研究事業による試掘・発掘調査を引き続き実施する。また文献史学、縄張り研究の調査・研究も引き続き情報収集を行う。

管理事業では、史跡の保存を最優先として、なおかつ来訪者に対して史跡の価値を示すことができるよう対応を進めていく。特に来訪者による踏圧等で遺構へのダメージが確認されてい

る箇所については保存対策が喫緊の課題であることから、現在利用されている見学ルートの変更等早急に対応する必要がある。内容の詳細については第6章において示す。

### 【調査研究】

調査研究については、保存・管理の基本方針に基づき、杉山城跡の歴史的価値をより明らかにするため、公有地化された地点の遺構等の内容確認、保存管理手法の検討のために必要な試掘・発掘調査を実施する。また文献史学、縄張り研究の調査・研究も継続し、比企地域全体あるいは関東地方全体での研究成果も踏まえつつ、さらなる価値を見出していくことを目指す。

### 【活用】

活用においては、最新の調査・研究成果に基づく活用を基本として、杉山城跡の持つ価値を様々な手法を用いて情報発信し、なおかつ比企城館跡群等の関連史跡との連携についても重点を置いたものとする。

また単に城や史跡の愛好者等への情報発信にとどまらず、地元小中学校等の子供たちや地域ボランティアの皆さんに対して「地域を学び、郷土愛を育む場」としての活用を図り、地域全体の共有概念による保存を推進するものである。内容の詳細については第7章において示す。

### 【整備】

整備については、指定地の範囲が広大であることから、史跡の価値を明示する上で必要なエリア分けを行い、それぞれの利用形態を定めたうえで計画的な整備を実施する。

整備内容は、遺構の再現表示、案内・解説サインの設置、散策路・安全施設整備、駐車場やガイダンス及びトイレ等便益施設機能を含めたビジターセンターの整備等を想定し、北側エリアを中心に自然環境の保全に関する整備についても定める。内容の詳細は第8章で示す。

### 【運営体制】

運営体制は、これまでどおり文化庁ならびに埼玉県の指導のもと嵐山町教育委員会が主体となりながら、庁内各課や比企城館跡群を所管する他の自治体・博物館との連携を図り、活用に関しては町観光協会や町商工会、団体、個人とも協働による取り組みを進め、地域全体でのより効果的な管理運営が図れる体制構築を目指す。内容の詳細については第9章で示す。



図 39. 保存管理（発掘調査風景）（上段） 図 40. 活用（ボランティア活動の場として活用）（下段）

## 第6章 史跡の保存管理

本章では、第4章第1節で述べた現状と課題について、第5章に示した保存管理の基本方針に基づき、方向性と詳細を示す。

### 第1節 保存管理の方向性

#### (1) 継続的な調査研究と表出遺構の恒久的な保存

史跡の発掘調査について、第2章第3節で述べたように平成14年度から平成18年度の5年間に第1次から第5次の調査を実施し、第1・2次と第3～5次の2度に分けて調査報告書が刊行されているが、馬出郭や外郭、北二・三、東二・三等の郭とその周辺等は調査が実施されておらず、引き続き調査の必要性があることは明らかである。しかし、現状保存を原則とすることから、調査は必要最低限とする。このことを念頭に、調査研究は史跡の本質的価値である遺構の保存管理における基礎であると位置づけ、引き続き未調査箇所における必要な調査を行い、価値を顕在化させ、適切な保存管理の方向性を検討し恒久的な保存に努める。また調査研究結果については、調査報告書として刊行し、既存の調査報告も含めインターネット上でもデータ公表を検討していく。

#### (2) 円滑な指定地の管理

指定地の管理については、周囲に個人住宅や寺院、学校施設があることを踏まえ、関係者との連絡調整を図りながら、土地所有者や地元杉山地区の住民との合意形成を図りつつ、町役場の他の課局とも連携し、官民協働での史跡の保存管理に努める。その際、学校や地元住民等のボランティアによる積極的な管理活動を支援し、地元に着した管理体制を目指す。

### 第2節 保存管理の区域と方法

#### (1) 区域の概要

史跡の指定地内には遺構、既存施設の有無、地形の特徴、植生の特徴等、保存管理における諸条件が存在する。保存管理のためのゾーニングには、これらの特徴を踏まえた適切な維持管理が不可欠となる。このため、史跡の指定地内及び周辺地域を以下のとおり5つの区域に分類する。

- 【Ⅰ区】 杉山城跡を構成する遺構群が密に分布しているメインエリア。
- 【Ⅱ区】 雑木林を主体とした里山景観が残り、東側への史跡の広がりを感じられるエリア。
- 【Ⅲ区】 西側斜面に針葉樹林、北側に雑木林を擁し、鎌倉街道上道への眺望が出来るエリア。
- 【Ⅳ区】 町立玉ノ岡中学校を中心とする史跡へのアクセスとガイダンス機能を意識したエリア。
- 【Ⅴ区】 法人所有地であり、現状での維持管理を継続するエリア。

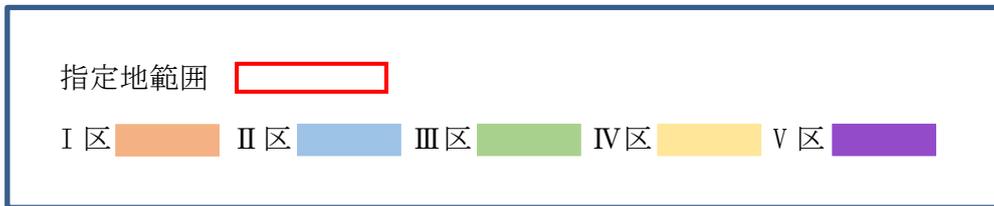
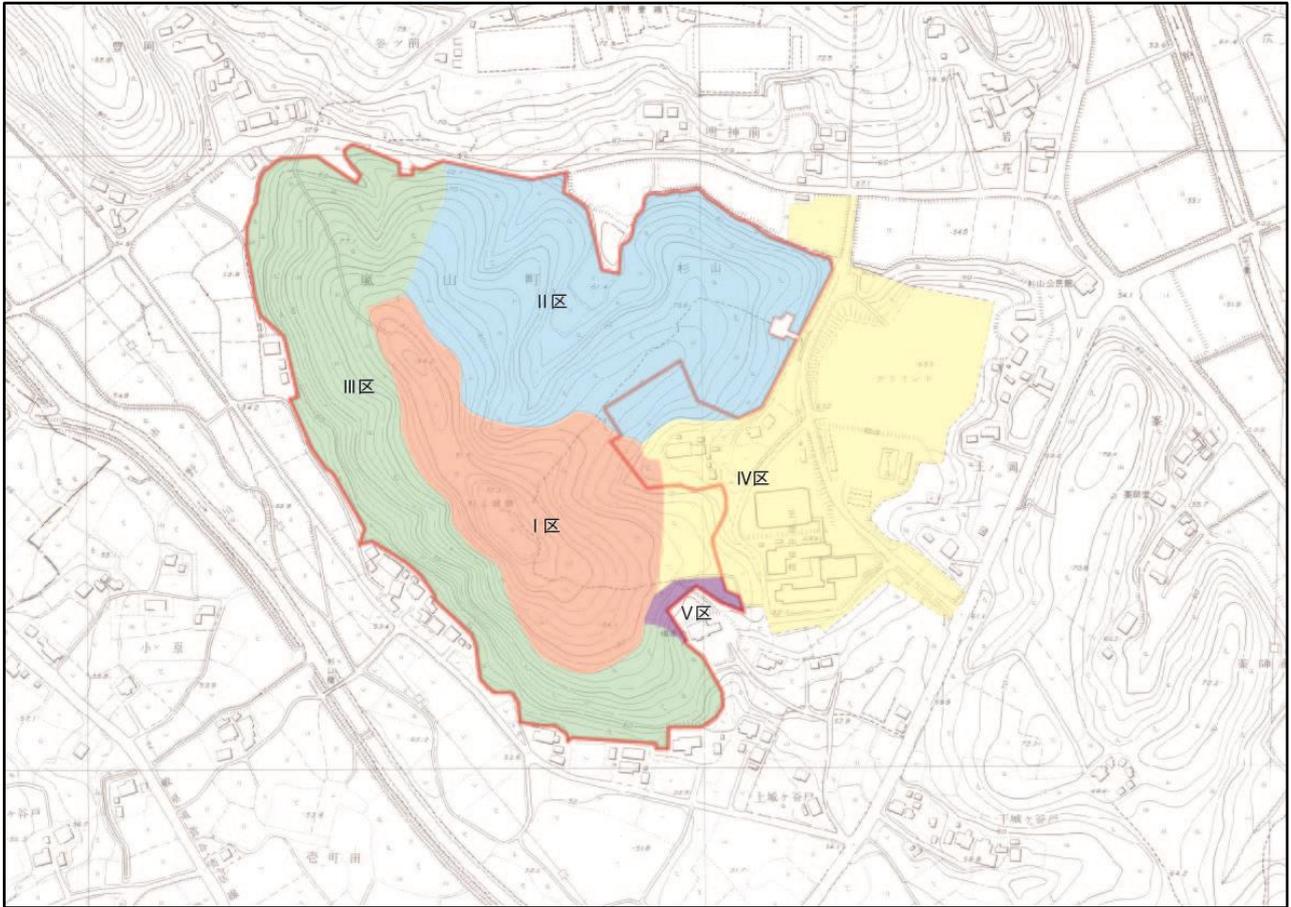


図 41. 杉山城跡の保存管理のためのゾーニング

(2) 史跡指定地内とその周辺における区域と保存管理の方法

表 29. 史跡指定地内とその周辺における区域とその保存管理の課題、方向性、方法

地区	課題	方向性	方法
史跡全体	年間を通じた除草管理、枯損木や古木・高木の適正管理、伐採	計画的かつ効率的な作業実施による史跡の環境維持	植栽管理計画の作成と現地調査の実施
I 区	<p>【I 区概要】</p> <p>遺構が良好に保存されており、現状保存を基本として整備・活用していく。狭い尾根と南、西の方角に対して眺望に優れる。</p> <p>①城としての本来のルートを整備することで、「杉山城」としての空間と時間を体験できる、城の構造を学べる場とする。</p> <p>②遺構の保存については、現状保存を基本とする。ただし、散策路等で破壊が起きている場所や今後破壊が懸念される場所については、必要に応じて保護措置を取る。</p> <p>③南から西の方角にかけての一带を四ツ山城跡や県道（鎌倉街道上道）への眺望を確保するとともに、県道方面からの展望も意識する。</p>		

地区	課題	方向性	方法
I 区 詳細項目	散策路のルート設定・整備が暫定的なため、来訪者の増加に伴う踏圧により遺構の破壊が部分的に認められることから、対策が必要。	遺構保護のため、堀底の使用用法について調査、また郭と堀底を結ぶ方策(手段)を検討し保護対策を含めルート整備する。	現地調査の実施とルートの再設定、施設整備の実施
	散策路とその周辺の安全対策が十分でないことから、対策が必要。	手すりや転落防止柵等散策路沿いの安全施設を検討・設置する。	適切な安全施設の設置
	井戸跡の蓋石が野ざらしであり、立入制限をしていないため、遺構破損等の恐れがある。	覆いや屋根を設置する等、井戸跡の展示方法や保護対策を検討する。	適切な保護対策の実施
	礫溜りが埋め戻され観察できない。	整備方法を検討する。	整備方法に応じた施設整備の実施
	キツネ等の野生動物が郭面に巣穴を掘る等、遺構が破壊されている。	野生動物被害対策を検討し町担当課や文化庁・埼玉県と対処方法を協議する。	忌避剤の設置等獣害対策の実施と損壊箇所の修復作業の実施
	ナラ枯れによる枯損木の発生が多く認められるため伐採等対応が必要である。	安全対策を踏まえ枯損木の伐採・燻蒸を協議する。	伐採、燻蒸作業の実施
	遺構に関する調査データの不足 ・大手口の位置 ・外郭南側と馬出郭の間の橋の有無 ・外郭北側の帯郭状土塁と腰郭の間に竪堀の交わる部分の橋の有無 ・本郭と井戸郭の間の橋の形状	発掘調査を実施し、その成果に基づき遺構の整備方法を再確認する。 橋が掛けられていた場合、展示方法を検討する。	遺構の展示、整備方法に応じた施設整備の実施
	本郭内に史跡の本質的価値と異なる個人所有の氏神があり、土地の所有権も個人である。	施設の移転、土地の公有化について所有者と引き続き協議する。	協議完了後、追加指定、施設の移転・土地の公有化手続きの実施
	本郭東切岸と外郭東切岸に2か所崩落箇所がある。	遺構の修復方法について検討し、文化庁・埼玉県と協議する。	損壊箇所の修復作業の実施
II 区	<p>【II区概要】</p> <p>城を構成する要素ではないが、コナラ、アラカシなどの里山を形成する樹種が良好に残るため、現在の植生景観を保存していく。</p> <p>①自然観察会や昆虫採集体験など里山環境を活かした生涯学習活動を創出するエリアとする。</p> <p>②適正な里山管理と史跡の保存活用の区分を明確にして、里山景観を残しつつ散策ルートを設定し、必要に応じて史跡保存や里山の景観維持のための植栽を行う。</p>		

地区	課題	方向性	方法
Ⅱ区 詳細項目	北三の郭から六万坂へ抜ける散策路沿いに竹林があり、拡大しつつある。	地元中学生とボランティアによる竹林除伐を引き続き実施し現状維持に努める。	ボランティアによる竹林除伐の実施
	遺構に関する調査データの不足 ・ 東側に延びる尾根とその周辺	確認調査を実施し、その成果に基づき遺構の整備方法を再確認する。	遺構の展示、整備方法に応じた施設整備の実施
	・ 本郭北側の谷津最深部から史跡の中央部に入り込む箇所は湿地のため足元が悪く、マムシが多いため夏場の除草が困難。	木道等による作業道の設置を検討する。 除草作業については安全に配慮し、冬季を中心とした実施とする。	環境整備の実施
	北側を東西に横断する電力会社の高圧線が通り、本来史跡の範囲とすべき位置に鉄塔が2箇所ある。線下の土地も個人所有である。	線下の土地については、土地の公有化について所有者と引き続き協議する。 鉄塔の移設については、機会があれば協議していく。	協議完了後、追加指定、土地の公有化手続きの実施
	本来史跡の範囲とすべき範囲で北側の町道に沿った部分に個人所有地がある。	土地の公有化について所有者と引き続き協議する。	協議完了後、追加指定、土地の公有化手続きの実施
	本来史跡の範囲とすべき範囲で東側の縁に個人所有地がある。	土地の公有化について所有者と引き続き協議する。	協議完了後、追加指定、土地の公有化手続きの実施
	本来史跡の範囲とすべき範囲で東側の縁に個人所有の墓地がある。	墓地の移転、土地の公有化について所有者と引き続き協議する。	協議完了後、追加指定、施設の移転・土地の公有化手続きの実施
ナラ枯れによる枯損木の発生が認められ伐採等対応が必要である。	伐採を協議し、燻蒸を含めて実施する。	伐採、燻蒸作業の実施	
Ⅲ区	<p><b>【Ⅲ区概要】</b></p> <p>景観及び遺構保存の観点から針葉樹は伐採することが望ましいが、周囲は民家が隣接しており、急傾斜の崩落防止や史跡中心部との緩衝地帯として樹林を残していく。</p> <p>①遺構の保護と景観を保ち、森林を活かす場とする。</p> <p>②土砂災害警戒区域と隣接する民家の安全に配慮し緩衝地帯を残しつつ、スギ・ヒノキ林の管理と竹の駆除を適宜行い、遠く小川町四ツ山城跡や眼下の鎌倉街道上道を見渡せる眺望を確保する。</p> <p>③城内からだけではなく、城外からも城跡を認識できる整備をおこない、より多くの人に史跡を知ってもらえるような整備を目指す。</p>		
Ⅲ区 詳細項目	西側斜面に土砂災害警戒区域がある。	法面崩落防止のため、危険樹木の剪定や除伐等適正管理を行う。	環境整備の実施
	遺構に関する調査データの不足 ・ 西側斜面の縦堀 ・ 本郭西側の斜面途中にあ	確認調査を実施し、その成果に基づき遺構の整備方法を再確認する。	遺構の展示、整備方法に応じた施設整備の実施

地区	課題	方向性	方法	
Ⅲ区	る遺構			
	井戸跡西側下の斜面と北三の郭北西斜面に眺望を阻害する高木、竹林がある。	急傾斜地との緩衝地帯を設けながら、必要な樹木・竹林を伐採する。	伐採作業の実施	
	史跡の範囲内で西側の縁に個人所有の墓地が3箇所ある。	墓地の移転、土地の公有化について所有者と引き続き協議する。	協議完了後、追加指定、施設の移転・土地の公有化手続きの実施	
	ナラ枯れによる枯損木の発生が認められ伐採等対応が必要である。	伐採を協議し、燻蒸を含めて実施する。	伐採、燻蒸作業の実施	
Ⅳ区	<b>【Ⅳ区概要】</b> ガイダンス施設や駐車場等の便益施設を整備していく。 ①本エリアを史跡のスタート地点として位置づける。 ②出郭の比較的広範囲な緩斜面を広場スペースとし、玉ノ岡中学校及び同中学校周辺を便益スペースとして位置付ける。 ③ガイダンス施設を整備し、展示解説の充実を図ることで、来訪者や地域の人々が集う史跡を中心に据えた歴史と文化の拠点施設となるような整備を進める。			
	Ⅳ区 詳細項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>北側駐車場は砂利舗装であり、アスファルト舗装等による整備、駐車位置の表示等環境整備が必要である。</li> <li>駐車場から出郭までの案内サインが仮設であり、整備が必要である。</li> </ul>	駐車場の舗装方法及び駐車位置の表示について検討する。また駐車場から出郭までの案内サインの設置位置や表示内容を検討する。	駐車場の舗装・駐車位置の表示、駐車場から出郭までの案内サインの整備の実施
		<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレ施設は、玉ノ岡中学校の外トイレと仮設トイレを使用しており、環境整備が必要である。</li> </ul>	既存の玉ノ岡中学校外トイレについて、想定される利用状況に合わせた施設整備を検討する。	既存トイレ施設の再整備
		<ul style="list-style-type: none"> <li>出郭の散策路は踏圧によるダメージがかなり強い状況であり、対策が必要である。</li> </ul>	簡易舗装やウッドチップの散布による保護等、散策路の保護対策を検討する。	散策路の保護対策の実施
		<ul style="list-style-type: none"> <li>玉ノ岡中学校の図書室脇倉庫をボランティア用倉庫として活用しているがスペースが狭く用具の置</li> </ul>	町立小・中学校再編に伴う玉ノ岡中学校校舎・敷地の再利用について、杉山城跡のガイダンス、ボランティア用倉庫、文化財の発掘調査用具倉庫、遺物保管庫等の機能を有するビジター施設への転用を検討する。	ビジター施設の整備
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイダンス機能について現状は役場庁舎ロビーで仮設による対応である。</li> </ul>		

【I区概観】



a I区概観（空撮）



b 本郭



c 北二の郭



d 北三の郭



e 北三の郭北虎口より見た四ツ山城跡方面の眺望



f 東二の郭



g 本郭東虎口より見た東二の郭南側帯郭



h 東三の郭



i 南二の郭



j 南二の郭東側の腰郭



k 南三の郭



l 馬出郭



m 馬出郭西側帯郭



n 外郭



o 外郭北側に延びる土塁



p 井戸郭



q 井戸郭より西側の眺望



r 井戸郭下帯郭（井戸跡）

図 42. I 区の概観（a～r）

【Ⅱ区概観】



a 東側丘陵地の尾根平場

b 六万坂東側斜面



c 北側谷津田入口



d 北側谷津田最深部（東二の郭北側眺望）



e 北側谷津の概観



f 北側駐車場より東側丘陵地尾根への登り口

図 43. Ⅱ区の概観（a～f）

【Ⅲ区概観】



a 南側斜面



b 西側斜面（井戸跡付近）



c 西側斜面（北二の郭付近）



d 北側斜面



e 六万坂登り口



f 杉山城跡景観（南側より）



g 杉山城跡景観（西側より）

図 44. Ⅲ区の概観（a～g）

【IV区概観】



a 出郭



b 玉ノ岡中学校敷地内



c 仮設トイレ



d 水道施設



e 北側駐車場



f 玉ノ岡中学校北門付近

図 45. IV区の概観 (a ~ f)

### 第3節 現状変更の取扱い基準

ここでは、史跡指定地内における現状変更の対象行為を挙げて、区域ごとにその取扱い基準を示す。

#### (1) 現状変更の対象行為

「文化財保護法」（以下、「法」という）第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」（以下、「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。

「ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」とされている。

#### ①現状変更等の内容

##### ア 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的な変更を伴う一切の行為をいう。

杉山城跡において想定される現状変更行為には、土地所有者・土地権利者・史跡の管理者等が史跡の範囲内で行う以下の行為がある。

- a 建築物の新築、増築、改築、改修、除去
- b 工作物の設置、改修、除去
- c 土地の掘削、切・盛土等土地の形状の変更
- d 竹木の伐採、植栽
- e 地下埋蔵物の設置、改修
- f 発掘調査等学術調査、史跡の保存管理・整備活用にかかわる行為（a～dも含む）

##### イ 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、史跡そのものに対する物理的な変更を行うものではないものの、その行為によって将来にわたって史跡の保存に影響を与えるものをいい、杉山城跡内において想定される、保存に影響を及ぼす行為としては、過度の利用による踏圧、振動を、盛土等保護された遺構上等において与える行為が想定される。

#### ②現状変更の許可を要しない内容

法125条の現状変更等の規定にはただし書きがあり、以下の行為は許可を要しないとされている。

##### ア 維持の措置

法125条ただし書きにある維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」の第4条に、維持の措置の範囲が記されている。

史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、以下の行為をする場合は許可を要しない。

- a その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡等の現状を復するとき。
- b き損、衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- c 当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

##### イ 非常災害のための必要な応急措置

- a 災害時に史跡の管理者や土地所有者等が行う、き損等の未然防止・拡大防止のための応急的な措置。
- ウ 保存に影響を及ぼす行為について、影響が軽微である場合
  - a 史跡の管理団体、土地所有者等が行う土地等を一定の状況に維持するために必要不可欠な日常的に行う管理行為。

表 30. 許可行為の一覧

種別	事例	行為	許可権限 事務処理
各種調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査</li> <li>・保存のための必要な試験材料の採取</li> <li>・防災関連調査</li> </ul>	掘削行為	文化庁
史跡の修復・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡整備に伴う工事</li> </ul>	整備計画に基づく内容	文化庁
史跡整備以外での地形の改変	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事（原則として不可）</li> </ul>	掘削、盛土、切土、その他遺構に影響を与える土地の改変	文化庁
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神社（個人宅の氏神）</li> </ul>	改築、改修、除去（建築又は設置の日から50年を経過していない場合）	埼玉県教委
		改築、改修、除去（建築又は設置の日から50年を経過している場合）	文化庁
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すり、擬木階段</li> <li>・橋</li> <li>・トイレ</li> <li>・石碑</li> <li>・物置 等</li> </ul>	設置、改修、除去（建築又は設置の日から50年を経過していない場合）	埼玉県教委
		設置、改修、除去（建築又は設置の日から50年を経過している場合）	文化庁
地下埋設物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道管</li> </ul>	新設（原則として不可）	文化庁
復旧工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害によるき損</li> </ul>	降雨等による土砂の流出に対する応急措置	不要
		史跡の構造に影響を与える復旧工事	文化庁
催し		催事用の仮設物の設置	文化庁
竹木の伐採		伐根、植栽、移植、大規模な面的伐採、維持管理上必要な伐採	文化庁
		病害虫等による植物の被害拡大防止のための伐採及び除去	埼玉県教委
		枯損木や倒木の処理（き損届の提出の上、実施する。き損以前の状態に復旧する以外の工事は現状変更行為の対象となる。）	埼玉県教委
		保存への影響が軽微な竹木の剪定	不要

## (2) 現状変更等の取扱い基準

### ①取扱いの原則

現状変更については、原則認められない。中でも特に認められないものとして、次のものが挙げられる。

#### ア 特に認められない行為

- a 史跡の価値を損なう行為
- b 史跡の価値の回復・向上に資するもの以外の行為

ただし例外として、次の条件を満たす場合は、許可を認めるものとする。

#### イ 許可の条件

- a 史跡地内で行う必然性があること。
- b 史跡の価値に影響を及ぼさないこと。
- c 史跡の景観の保全に配慮されること。
- d 地形の変更及び行為の規模が最小限であること。
- e 当該地の歴史的経緯や各種調査成果を十分に踏まえるものとする。

ウ 史跡の保存管理・活用・整備を図る上で必要な行為であり、史跡の保存に影響を及ぼすことが明らかなものについては、その行為の必要性和史跡への影響を考慮し、その都度判断する。なお、史跡への影響については、第3章に示した史跡の本質的価値を勘案するものとする。

### ②区域別現状変更等の取扱い基準

#### 【I区】

#### ア 各種調査

調査の目的が史跡の保存管理・活用・整備を行う上で必要なものであれば、範囲を必要最小限にとどめた上で認める。

#### イ 史跡の修復、復元

各種調査の成果に基づいたもので、外部の有識者による指導を得たものについては認める。

#### ウ 史跡整備以外での地形の改変

原則として認められない。ただし、遺構の保護及び史跡の整備等の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

#### エ 建築物の改築、改修、除去

現状で、史跡内に建築物は無いことから、新設については原則認めない。また既存の神社（個人宅の氏神）については、史跡の本質的価値に資するものとは言えないが、現在でも個人所有地内に位置していることから、今後改築等の機会が生じた際には移築ならびに土地の公有化について交渉するものとする。

#### オ 工作物の設置、改修、除去

史跡の保存管理・活用に資するもの以外の工作物は原則として除去し、新たな設置は認めないものとする。

カ 地下埋設物の新設

現状で、史跡内に上下水道管等の地下埋設物は無いことから、新設については原則認めない。

キ 竹木の伐根、植栽、伐採等

第5章の基本方針、第6章第2節に示した区域の保存管理の方法及び第4節「植生管理について」で述べる方針に基づき、史跡の保存管理・活用のために必要な伐採は認める。新たな植栽や既存の植木等の移植についても同様に、史跡の保存管理・活用のために必要なものは認める。

【Ⅱ区】

ア 各種調査

調査の目的が史跡の保存管理・活用・整備を行う上で必要なものであれば、範囲を必要最小限にとどめた上で認める。

イ 史跡の修復、復元

各種調査の成果に基づいたもので、外部の有識者による指導を得たものについては認める。

ウ 史跡整備以外での地形の改変

原則として認められない。ただし、遺構の保護及び史跡の整備等の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

エ 建築物の改築、改修、除去

現状で、史跡内に建築物は無いことから、新設については原則認めない。

オ 工作物の設置、改修、除去

史跡の保存管理・活用に資するもの以外の工作物は原則として除去し、外部の有識者による指導を得るのみ認める。

カ 地下埋設物の新設

現状で、史跡内に上下水道管等の地下埋設物は無いことから、新設については原則認めない。

キ 竹木の伐根、植栽、伐採等

第5章の基本方針、第6章第2節に示した区域の保存管理の方法及び第4節「植生管理について」で述べる方針に基づき、史跡の保存管理・活用のために必要な伐採、里山環境を維持するために管理上必要な伐採は認める。また高圧鉄塔の線下については施設の安全管理上、必要と認められる伐採等についても認める。新たな植栽や既存の植木等の移植についても同様に、史跡の保存管理・活用のために必要なものは認める。

【Ⅲ区】

ア 各種調査

豎堀等斜面の遺構について未調査のものがあるため、史跡の保存管理・活用・整備を行う上で必要なものであれば、範囲を必要最小限にとどめた上で認める。また土砂災害警戒区域等の防災関連調査についても認める。

イ 史跡の修復、復元

各種調査の成果に基づいたもので、外部の有識者による指導を得たものについては認める。

#### ウ 史跡整備以外での地形の改変

原則として認められない。ただし、遺構の保護及び史跡の整備等の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

#### エ 建築物の改築、改修、除去

現状で、史跡内に建築物は無いことから、新設については原則認めない。

#### オ 工作物の設置、改修、除去

史跡の保存管理・活用に資するもの以外の工作物は原則として除去し、外部の有識者による指導を得るのみ認める。

#### カ 地下埋設物の新設

現状で、史跡内に上下水道管等の地下埋設物は無いことから、新設については原則認めない。

#### キ 竹木の伐根、植栽、伐採等

第5章の基本方針、第6章第2節に示した区域の保存管理の方法及び第4節「植生管理について」で述べる方針に基づき、史跡の保存管理・活用のために必要な伐採、里山環境を維持するために管理上必要な伐採は認める。また高圧鉄塔の線下については施設の安全管理上、必要と認められる伐採等についても認める。新たな植栽や既存の植木等の移植についても同様に、史跡の保存管理・活用のために必要なものは認める。

### 【IV 区】

#### ア 各種調査

史跡範囲内については、史跡の保存管理・活用・整備を行う上で必要なものであれば、範囲を必要最小限にとどめた上で認める。また史跡範囲外においては現状では埋蔵文化財包蔵地に指定されていないことから制限は無いが、周辺区域に該当するため、中学校敷地内の改修等に際しては必要な調査の実施を検討する。

#### イ 史跡の修復、復元

各種調査の成果に基づいたもので、外部の有識者による指導を得たものについては認める。

#### ウ 史跡整備以外での地形の改変

史跡内では原則として認められない。ただし、遺構の保護及び史跡の整備等の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

史跡の範囲外の周辺域においても史跡や景観への影響について配慮を求める。

#### エ 建築物の改築、改修、除去

現状で、史跡内に建築物は無いことから、新設については原則認めない。また史跡の範囲外では個人宅、学校施設等があるが、これらの建築物の改築、改修、除去については通常の手続き通りである。

#### オ 工作物の設置、改修、除去

史跡内では、史跡の保存管理・活用に資するもの以外の工作物は原則として除去し、外部の有識者による指導を得るのみ認める。史跡の範囲外の周辺域においては史跡や景観への影響について配慮を求める。

#### カ 地下埋設物の新設、改修、除去

現状で、史跡内に上下水道管等の地下埋設物は無いことから、新設については原則認めない。また史跡範囲外の周辺域において隣接する水道施設等が埋設されていることから、改修、除去に際しては史跡への影響が必要最小限であるよう配慮を求める。

#### キ 竹木の伐根、植栽、伐採等

この範囲では、史跡内に桜が植栽されている。第5章の基本方針、第6章第2節に示した区域の保存管理の方法及び第4節「植生管理について」で述べる方針に基づき、史跡の保存管理・活用のために必要な伐採は認める。また史跡範囲外の周辺域においては特に手続きを要する森林等は無い。

### 第4節 植生管理について

第2節で示した区分に基づき、地区ごとの保存管理と活用方針に応じた植生管理の方針を定める。なお、史跡内の植生分布概要については図12を参照のこと。

#### 【I区】

各郭とその周囲の土塁、空堀については、遺構の観察という面においては樹木や雑草が無い状態が好ましい。しかしながら、現状では各所に樹木が生えており、雑草の繁茂もほぼ全面的に旺盛な状況である。このため、以下のとおり植生管理を定める。

#### ア 草本管理

草本（雑草）の管理については、刈払い機を用いた機械除草を基本とし、安全管理を徹底する。日常的な除草作業を町職員2～3名程度の体制で実施するとともに、杉山城跡保存会や杉山壮年同志会のボランティアによる除草を4月、5月、7月及び9月の年4回実施する。

#### イ 植栽低木の管理

郭内に植栽されているヤマツツジ等の低木については、基本的には現状維持の管理とし、散策路のルート設定等において障害となる個体については、遺構への影響に配慮しつつ、適切な場所への移植を検討する。

#### ウ 高木の管理

樹木の剪定が必要な個体については、過度な剪定により個体が枯死することのないよう、専門知識を有する者による作業を実施する。

郭内とその周囲の土塁、空堀に残存する樹木、特に高木に育っている個体については、台風等の災害時に強風による倒木で遺構を破壊する恐れがあるため、伐採することが望ましい。また、近年急速に被害を拡大しているナラ枯れについて、杉山城跡でも発生が確認されており、被害木については立ち枯れによる倒木・落枝の危険が発生することから、速やかな伐採等の対策を実施する。ただし、これらの伐採については遺構への影響を考慮して実施し、チェーンソーを用いた作業とし、安全管理を徹底する。

## 【Ⅱ区】

丘陵と谷津の自然地形を活かしたエリアで、遺構の表出はほぼ無いこともあり、雑木林を主体とした里山景観を残す位置付けとすることから、植生の適正な維持管理が求められる。

### ア 草本（下草）管理

森林の下草については、刈払い機を用いた機械除草を基本とし、安全管理を徹底する。町職員 2～3 名程度の体制で年 1～2 回程度、必要に応じて作業を実施し、背丈が伸びて藪とならないよう管理を心掛ける。

### イ 低木の管理

森林内に生育する低木は、生育密度が密にならないように管理する。また散策路のルート設定等において障害となる低木については、根元から伐採する。

### ウ 高木の管理

雑木林の樹木（高木）については、健全な里山環境を維持する観点から 15～20 年に一度の伐採、萌芽更新を行い、適正な樹齢で維持管理する。また、Ⅰ区と同様にナラ枯れについて、被害木については立ち枯れによる倒木・落枝の危険が発生することから、速やかな伐採等の対策を実施する。

## 【Ⅲ区】

西側斜面のスギ・ヒノキ針葉樹林については、斜面下側に民家があり、土砂災害警戒区域に指定されていることから、安全に配慮して緩衝地帯として森林を維持しつつ、景観にも配慮した管理とする。北側の雑木林はⅡ区と同等の管理としつつ、四ツ山城方面の眺望を望めるよう管理する。

### ア 草本（下草）管理

森林の下草については、刈払い機を用いた機械除草を基本とし、安全管理を徹底する。シルバー人材センターへ委託し年 1 回程度、必要に応じて作業を実施し、民家の周辺を重点的に、草丈の管理を心掛ける。

### イ 低木の管理

森林内に生育する低木は、生育密度が密にならないように管理する。

### ウ 高木の管理

スギ・ヒノキ針葉樹林については、景観・眺望に配慮して適宜伐採する。また竹については範囲が広がらないよう管理し、毎年剪定を行う。雑木林の樹木（高木）については、健全な里山環境を維持する観点から 15～20 年に一度の伐採、萌芽更新を行い、適正な樹齢で維持管理する。また、Ⅰ区・Ⅱ区と同様にナラ枯れ被害木については、立ち枯れによる倒木・落枝の危険が発生することから、速やかな伐採等の対策を実施する。

## 【Ⅳ区】

史跡の範囲内については、桜が植栽され、雑草の繁茂もほぼ全面的に旺盛な状況である。また指定地外については中学校の敷地が大部分を占めており、一部個人住宅もある。これらの敷地内の植生管理は、土地所有者が行うべきものである。

## ア 草本管理

草本（雑草）の管理については、刈払い機を用いた機械除草を基本とし、安全管理を徹底する。日常的な除草作業を町職員 2～3 名程度の体制で実施するとともに、杉山城跡保存会や杉山壮年同志会のボランティアによる除草を 4 月、5 月、7 月及び 9 月の年 4 回実施する。

## イ 樹木の管理

樹木の剪定が必要な個体については、過度な剪定により個体が枯死することのないよう、専門知識を有する者による作業を実施する。

衰弱木がある場合は、倒木による遺構の破壊等が起こらないよう伐採することが望ましい。ただし、伐採作業による遺構への影響を考慮して実施するものとする。伐採については、チェーンソーを用いた作業とし、安全管理を徹底する。

## 第 5 節 埋蔵文化財包蔵地の取扱い

史跡の範囲内及び範囲外の I 区、II 区及び IV 区の一部については、周知の埋蔵文化財包蔵地である「杉山城跡（県遺跡番号 36-4）」に登録されている（図 46）。このため、この範囲における掘削行為等は文化財保護法第 93 条または同法第 94 条等に基づき遺跡の保護に努める。また包蔵地とその周辺域において杉山城跡に関連する遺跡の発見があった場合には、第 2 節に示した保存管理の方法に基づき、速やかに関係機関等と協議して保護措置の方法について検討する。

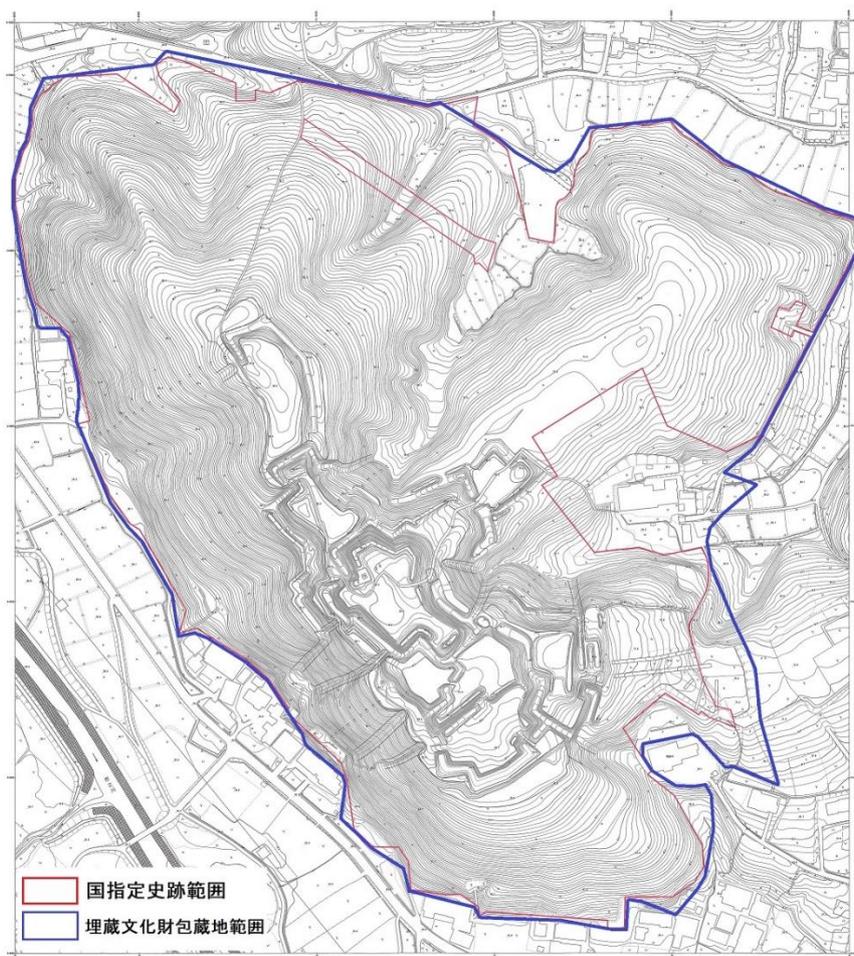


図 46. 埋蔵文化財包蔵地「杉山城跡」の範囲

## 第6節 史跡の公有地化と追加指定

現在の史跡指定範囲は杉山城跡の城館遺構が確認できる主要範囲をおおよそ含んでいると思われる。この範囲における公有地化率は第2章第2節に示したとおり87.6%であり、それ以外の民有地については引き続き公有地化を図っていく。史跡の範囲外については公有地化を図る予定は無いが、埋蔵文化財包蔵地内において遺跡の発見があり、かつ現地保存が必要であると判断された場合には、地権者との合意のもと追加指定を検討する。

## 第7節 防災計画

### (1) 平常時の対策

平常時では、以下の防災対策を行う。

#### ①文化財に関わる情報の整理と把握

史跡に関する関係者、防災設備、施設、組織等の各情報をとりまとめ保管し、関係者が非常時においてすぐに把握できるようにしておく。

#### ②日常的な点検や記録の実施

日常的な巡回により、過去のき損箇所と土砂災害警戒区域等の位置を中心に土砂崩落の恐れがある急傾斜地や倒木の危険がある樹木の存在等の危険箇所の抽出、確認を行う。

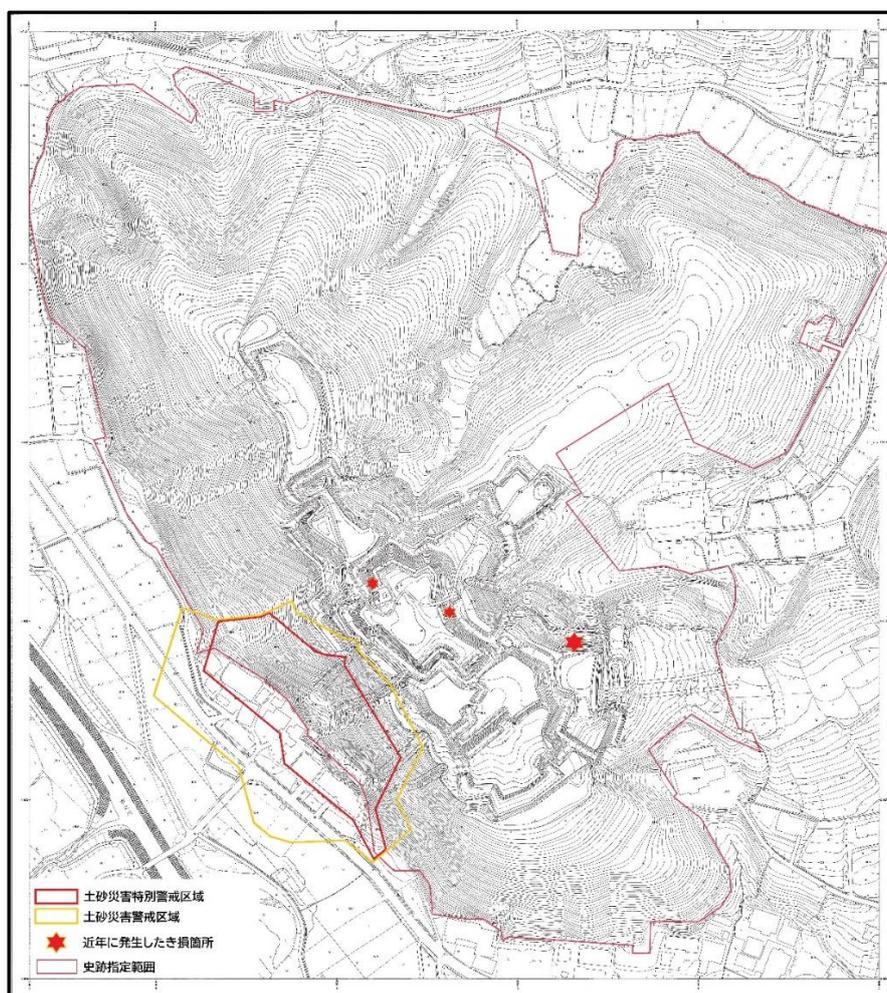


図47. 過去のき損箇所と土砂災害警戒区域等の位置

### ③災害の予防対策の実施

#### ア 台風、集中豪雨、強風、大規模地震

日常的な巡回により崩落等が予見される地点については、崩落防止対策や注意喚起等を講じる。

#### イ 倒木

枯損木については、第4節の方針に従い対応する。

#### ウ 火災

地元の消防団等とも連携し、日常的な巡回により予防消防に努めると共に、火災発生時に来訪者等が迅速に避難できるよう避難路の表示サインを整備する。また史跡範囲が広く、かつ消防車両が進入可能な道路が無いことから、水源の種類と位置も踏まえた火災発生時に消火活動にあたるシミュレーションを確認・点検し、防火訓練を定期的の実施する。



図 48. 地元消防団、自治会、消防本部との連携による杉山城跡駐車場での消防訓練

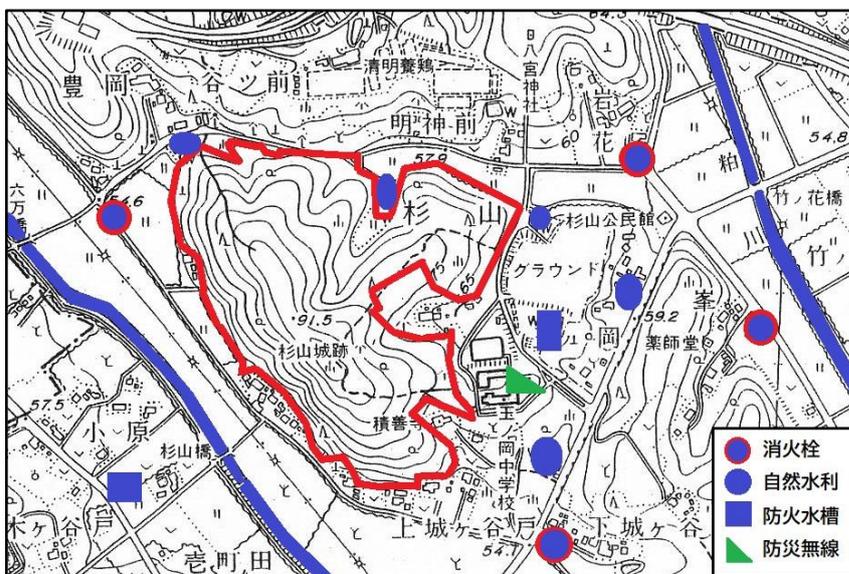


図 49. 杉山城跡周辺の消防水利・防災無線の位置

#### エ 動物被害

史跡内とその周辺で野生動物（イノシシ、キツネ、アナグマ等）による遺構や農作物への被害が複数箇所を確認されていることから、農政担当や環境担当と連携し、被害防止対策を講じることが求められる。

#### ④危機管理体制の構築

災害発生に備え、嵐山町教育委員会生涯学習課職員は、町職員、玉ノ岡中学校、埼玉県教育委員会や小川消防署嵐山分署、嵐山消防団、杉山地区の所属する七郷防災会等の自主防災組織と連携し、危機管理体制を構築する。

#### ⑤安全管理マニュアルの作成

適切で実効性のある防災措置を講じるため日常的な防災対策や傷病者への応急措置、避難路の確認、誘導方法などを記したマニュアルの作成を進める。



図 50. 危機管理体制の構築

#### (2) 災害発生時の対策

災害発生時では、以下の対応・対策を行う。

##### ①被害状況の把握と埼玉県、文化庁への報告

災害被害によって史跡のき損が明らかになった際には、直ちに嵐山町教育委員会生涯学習課職員が被害状況を調査・把握し、埼玉県教育委員会を通じて文化庁へ報告し、き損届等の提出を進める。

##### ②応急的な対策

史跡に被害が生じた場合は、被害発生時の現場保存と被害拡大防止に努め、あわせて危険箇所への立入禁止等を行う。

応急措置は、嵐山町教育委員会生涯学習課の判断で、ビニールシートによる被覆や必要箇所への土嚢積みを行う。なお、第3節で記したように維持の措置や非常災害のための必要な応急措置については、現状変更の許可を要しないが、埼玉県教育委員会を通じて文化庁と、復旧届の提出等、復旧に向けて対応を協議する。このとき、史跡の遺構に影響を与える根本的な復旧工事が必要と認められる場合においては、埼玉県教育委員会を通じ、文化庁からの指導を経て、現状変更申請を行い、文化庁の許可を得てから復旧を進める。

##### ③復旧までの対応

史跡に隣接する町立玉ノ岡中学校は、体育館等施設が指定避難所に、グラウンドが指定緊急避難場所に位置づけられており、災害発生時には地域住民が利用することが想定される。このため、史

跡に被害が発生した場合、安全確保の観点から史跡の復旧作業が完了するまでの間、危険箇所への立入禁止を徹底し、史跡内を封鎖する等の措置が行えるように地域の防災担当者と情報共有する。

表 31. 避難拠点である町立玉ノ岡中学校施設の状況

施設名及び種別	所在地 (ポイント No)	災害種別			想定収容 人数(人)	備 考
		地 震	土砂災害	洪 水		
玉ノ岡中学校 体育館等 [指定避難所]	杉山 610	○	○	○	312	1人当たり 4.5 m <sup>2</sup>
玉ノ岡中学校 グラウンド [指定緊急避難場所]	杉山 610	○	○	○	2,726	1人当たり 4.5 m <sup>2</sup>
玉ノ岡中学校 [ドクターヘリ離着陸場 (ランデブーポイント)]	杉山 610 (HK34)	指定緊急避難所の施設をヘリポートとして使用するは、避難者を校舎、体育館へ移動するものとする。				



①



②



③

図 51. 令和元年の台風 19 号被害による外郭北側の土塁崩落箇所

- ①法面崩落状況
- ②ビニールシートによる被服状況
- ③土嚢による修復状況

## 第7章 調査研究

本章では、第5章に示した調査研究の基本方針に基づき、その詳細を示す。

杉山城跡では平成3年度に出郭の試掘調査を実施、発掘調査は平成14～18年度にかけて、本郭を中心に井戸郭、南二の郭、南三の郭、外郭において計5回に渡り実施されているが、それ以外の地点においては未調査であり、城の用途や形状に関して推測の域を出ない箇所がある。また文献史学、縄張り研究に関する調査は研究者による成果が大部分であり、杉山城跡の資料調査については嵐山町博物誌編さん事業の折に杉山地区への悉皆調査を行ったが、近代以降に作成された資料がいくつか確認できた程度である。

こうした現状を踏まえ、調査の課題を整理し、それぞれの方向性と方法について表31にまとめた。

### 第1節 調査研究の課題・方向性・方法

表32. 調査の課題・方向性・方法

調査	課題	方向性	方法
発掘調査	過去の調査範囲が限られており、用途・形状が推測の域を出ない箇所がある。	保存に必要な基礎データ収集のための調査 構造を明らかにするための調査	過去の調査成果の整理 発掘調査計画の作成
	発掘調査体制(人員・予算)の確保	計画に基づく発掘調査の実施	発掘調査の実施に向けた職員体制の整備、国庫補助事業等を活用した予算確保
文献調査	杉山城跡に関する資料が少ない。	杉山城跡に関する網羅的な資料収集の継続	資料の整理・データベースの作成 関連地域も含めた資料調査・収集
	比企城館跡群に関する広域的な資料調査・収集	比企城館跡群に所在する城館跡に関する網羅的な資料収集	4城会議の枠組みを主体とした関連資料の調査・収集と情報共有 資料の整理・データベースの作成
関連文化財調査	杉山城跡周辺の文化財に関する調査・情報収集	杉山城跡周辺の文化財に関する網羅的な資料収集	周辺地域における文化財調査の実施 資料の整理・データベースの作成
	比企城館跡群に関する広域的な中世遺跡・文化財に関する調査・情報収集	県内の中世遺跡・文化財に関する網羅的な資料収集	4城会議の枠組みを主体とした既存の中世関連調査・収集の実施 資料の整理・データベースの作成

## 第8章 史跡の活用

本章では、第5章に示した活用の基本方針に基づき、その詳細を示す。

### 第1節 活用の方向性

杉山城跡は平成20年度に史跡に指定されて以降、知名度が向上し訪れる人が増加する一方で、活用に関する方策は限定的であり、せっかくの機会を活かしきれておらず、活用に関する課題が多いのが現状である。

第4章でも示したとおり、活用の方向性として「史跡を体感し、学べる場としての保存・活用」が基本となることから、史跡の価値を損なうことなく、かつ杉山城跡の本質的価値をわかりやすく伝え、将来に渡り継承していく活動につながるような活用が大切であると考えます。また、比企城館跡群の4城としての連携を重視し、来訪者が十分満足できるような情報の発信をしていくことで地域全体として史跡の重要性が再認識され、より広い分野への活用が進むことが期待できる。このため、以下の方向性をもとに事業を継続的に実施していく。

- ・ 史跡の本質的価値を後世に正しく継承していくため、最新の情報に基づいた史跡の公開・企画・イベント等を実施する。特に、次世代を担う児童・生徒に向けた学校教育現場との連携について強化していく。
- ・ 様々な媒体を活用した史跡の積極的な情報発信に努める。
- ・ 比企城館跡群の4城を核とした周辺文化財も含めた包括的な活用策を検討する。
- ・ 自然環境を活かした憩いの場としての活用を図る。
- ・ 史跡を通じたまちづくりへの貢献のための活用を図る。

### 第2節 活用の具体的な方法

#### (1) 史跡の公開

杉山城跡の遺構、遺物、歴史資料等について、現在の公開・活用はその都度の対応で実施しており一貫性が無い状態である。ここでは公開のためのガイドラインを定める。

#### ① 公開活用の範囲

杉山城跡の遺構が集中する第I区の範囲については、公開活用を原則とする。区域内の遺構表示は表出遺構での展示を原則とするが、本郭の石積みや礫溜り等の地下遺構については、公開の方法を検討する。また発掘調査時の様子等も含め、印刷物やホームページ等により情報の公開に努める。

#### ② 出土遺物の取扱い基準

出土遺物について、現在は県立嵐山史跡の博物館に貸し出して常設展示している。杉山城跡を訪れる見学者は現地周辺で出土遺物を見学することができない状況であることから、史跡隣接地に計画するビジター施設において、博物館常設展示を補足する展示説明や常設展示遺物以外の遺物の展示等、また期間限定での特別展等も含めた公開について検討する。

また他の市町村や都道府県等の博物館で実施される特別展などへの遺物貸出しについては、その都度内容を精査し、許可申請に基づき公開する。その際、遺物の写真撮影等は情報発信の考え方に基づき、遺物に影響が出ない範囲内で認め、その存在を幅広く公開するものとする。

### ③関連する歴史資料の取扱い基準

杉山城跡に関連する歴史資料は他の自治体や個人が所蔵しているものが大部分である。このため町が活用する目的で複製の作成について所有者等関係者と協議を進めるとともに、現在も公開している町ホームページや町出版の書籍で画像公開をベースに、公開活用を図る。

## (2) 史跡における企画・イベント等の普及啓発

### ①講演会・現地見学会・特別展等による普及啓発

史跡の価値を正しく伝えるためには、定期的な史跡における企画・イベント等の実施が不可欠である。そのため、最新の調査研究成果や各種事業の進捗状況等を公開することを目的に、対面式による講演会、現地見学会、ビジター施設や県立博物館での特別展等の企画を開催する。

### ②学校教育現場での活用

現在、杉山城跡に関する学校教育現場での活用については、隣接する玉ノ岡中学校1、2年生の管理体験ボランティアと学習授業、志賀小学校3年生の社会科見学を毎年実施している。しかし、それ以外の公立小・中学校や町内の私立中・高等学校では特別な取組みを実施出来ていない状況である。また、現在町立小中学校の再編を進めており、嵐山町の小中学生全員が杉山城跡に関わりを持てる、特に菅谷小中学校も嵐山町の貴重な歴史を学ぶ機会が現れることから、新小学校・新中学校においてはこれまで進めてきた2校の取組みを継承・発展させるとともに、次の世代を担う地元の子どもたちに対して継続的な取組みとして普及啓発を図る。

### ③地域ボランティアの活躍の場としての活用

地元杉山地区の有志により組織される「杉山城跡保存会」により、史跡内の除草、学校授業のサポート等のボランティアが、また町観光協会のボランティアガイドによる案内が随時行われている。地元住民の史跡を大切に思う思いを養い、来訪者等へ普及することで史跡の価値をより高めることにつながることから、これら地域ボランティアの活躍の場としての活用をより一層図ることを推進する。

### ④里山環境を活かした地域の魅力の向上

第Ⅱ区、第Ⅲ区を中心に雑木林の里山環境が残り、希少な動植物が生息することも杉山城跡の大きな魅力である。嵐山町では昭和50年代後半より国蝶オオムラサキの生息する里山環境の保護活動を全町的に取り組み、多くの町民は自然が豊かであることを誇りに思っている。また都心から60km圏内で高速道路のインターチェンジもほど近く、都内から気軽に訪れることのできる自然があることから、自然環境を活かしたバーベキューやキャンプなどの遊びも盛んである。こうした好条件を活かして、史跡内の自然環境を利用した自然観察会等の取り組みを検討する。

## (3) 景観・眺望の再現

戦国時代山城の最高傑作と評される杉山城の「城の技法」を直に学ぶことの出来る史跡を目指し、景観・眺望を再現することが活用の面からも求められる。

### ①郭とその周囲の景観の維持

現在、杉山城跡の遺構が集中する第Ⅰ区の範囲については、郭とその周囲の土塁、堀等の遺構が観察できるよう樹木を間伐し、低木を活かした管理をしているが、近年ナラ枯れによる被害がこの範囲に集中しており、伐採を余儀なくされている。このため、今後は低木や残存木を残しながら、利用者の安全と遺構の観察に配慮した景観を維持する。

## ②鎌倉街道上道・四ツ山城跡への眺望

井戸郭や北三の郭から西側の鎌倉街道上道、四ツ山城跡等への眺望を確保し、地域全体として杉山城跡の占める位置関係がわかるような再現が求められる。このため、視界を遮る高木は伐採除去し、その後の維持管理においても定期的な伐採による樹高の制限を行い、常に景観が保たれるように配慮する。

## (4) アクセス

### ①比企4城ならびに周辺文化財との連携による観光散策ルートの構築

比企城館跡群は4城の関連を重視した指定であることから、これらを行き来するルート整備が欠かせない。また4城以外にも中世の遺跡等指定文化財が数多く残されている地域であり、当時の世界観を体感できるような連携が求められる。しかしながら、実際には主要4城以外の案内が希薄であり、見学者への情報提供が不十分である。このため、4城を核としたルート整備とサイン表示の充実を図る必要がある。また散策マップやウェブ情報の充実等、4城を所管する県及び市町による連携を進めるため、これらの機関が所属する比企地区文化財振興協議会を母体とした事業を検討・展開する。

表 33. 4城を核とした文化財めぐりのルート整備案

No.	コース名	発着地	主な見学スポット	距離
1	戦国城館跡と板碑生産遺跡を訪ねる	東武東上線 武蔵嵐山駅～小川町駅	菅谷館跡、小倉城跡、 割谷遺跡	14km
2	<b>謎の名城・杉山城跡を訪ねる</b>	東武東上線 武蔵嵐山駅～武蔵嵐山駅	<b>杉山城跡</b> 、越畑城跡	12km
3	松山本郷と松山城跡を歩く	東武東上線 東松山駅～東松山駅	松山城跡、妙見寺、 上田朝直建立板石塔婆	6km
4	鎌倉御家人ゆかりの地・高坂①	東武東上線 高坂駅～高坂駅	香林寺、世明寿寺、野本 将軍塚古墳、無量寿寺	10km
5	鎌倉御家人ゆかりの地・高坂②	東武東上線 高坂駅～高坂駅	足利基氏の墓跡、阿弥陀 堂、正法寺	6km
6	大蔵周辺を歩く	菅谷館跡～菅谷館跡	菅谷館跡、大蔵館跡、 鎌形八幡神社	10km
7	鉢形城と氏邦ゆかりの地を歩く	寄居駅～寄居駅	鉢形城跡、花園城跡、 正龍寺	10km
8	鎌倉街道上道を歩く	東武東上線 武蔵嵐山駅～川角駅	大蔵館跡、崇徳寺跡、 延慶の板碑、鎌倉街道上 道跡	15km

## コース 2

## 謎の名城・杉山城跡を訪ねる

時間 6:00 総距離:12.0km

### コースタイム(1日コース)

- ①武蔵嵐山駅
- ↓ 1.0km(20分)
- ②鬼鎮神社(10分)
- ↓ 3.0km(60分)
- ③杉山城跡(60分)
- ↓ 2.5km(50分)
- ④越畑城跡(20分)
- ↓ 4.0km(80分)
- ⑤志賀観音堂(10分)
- ↓ 1.5km(30分)

### 武蔵嵐山駅

※時間は目安です。休憩時間は含みません。  
体力などを考慮の上、日程には十分余裕を  
もって行動してください。

杉山城跡は、「山城の教科書」とも呼ばれる見事な構造が特徴である。築城年代を巡る議論が活発に行われ、いまだ謎が多く残る。越畑城跡は、杉山城跡と同じく鎌倉街道上道（現在の県道菅谷寄居線付近）沿いに位置し、狼煙の痕跡が見つかっている。  
杉山城跡で引き返せば半日で巡ることも可能である。



### ②鬼鎮神社

鬼を祀る珍しい神社で、菅谷館跡の鬼門を封じたと伝わる。節分の豆まきは、独特の掛け声で行われる。



(埼玉県立公式観光サイト「ちょこたび埼玉」)



### ③杉山城跡

戦国時代の山城としては複雑な構造で、全国的にも著名。年代の他、使用者や築城の目的も定説をみない。



(嵐山町ホームページ)



### ④越畑城跡

関越自動車道の建設によって発掘調査され現在は一部の郭のみが残る。戦国時代の狼煙の痕跡は非常に貴重。



(嵐山町 web 博物誌)



ルート整備案の例

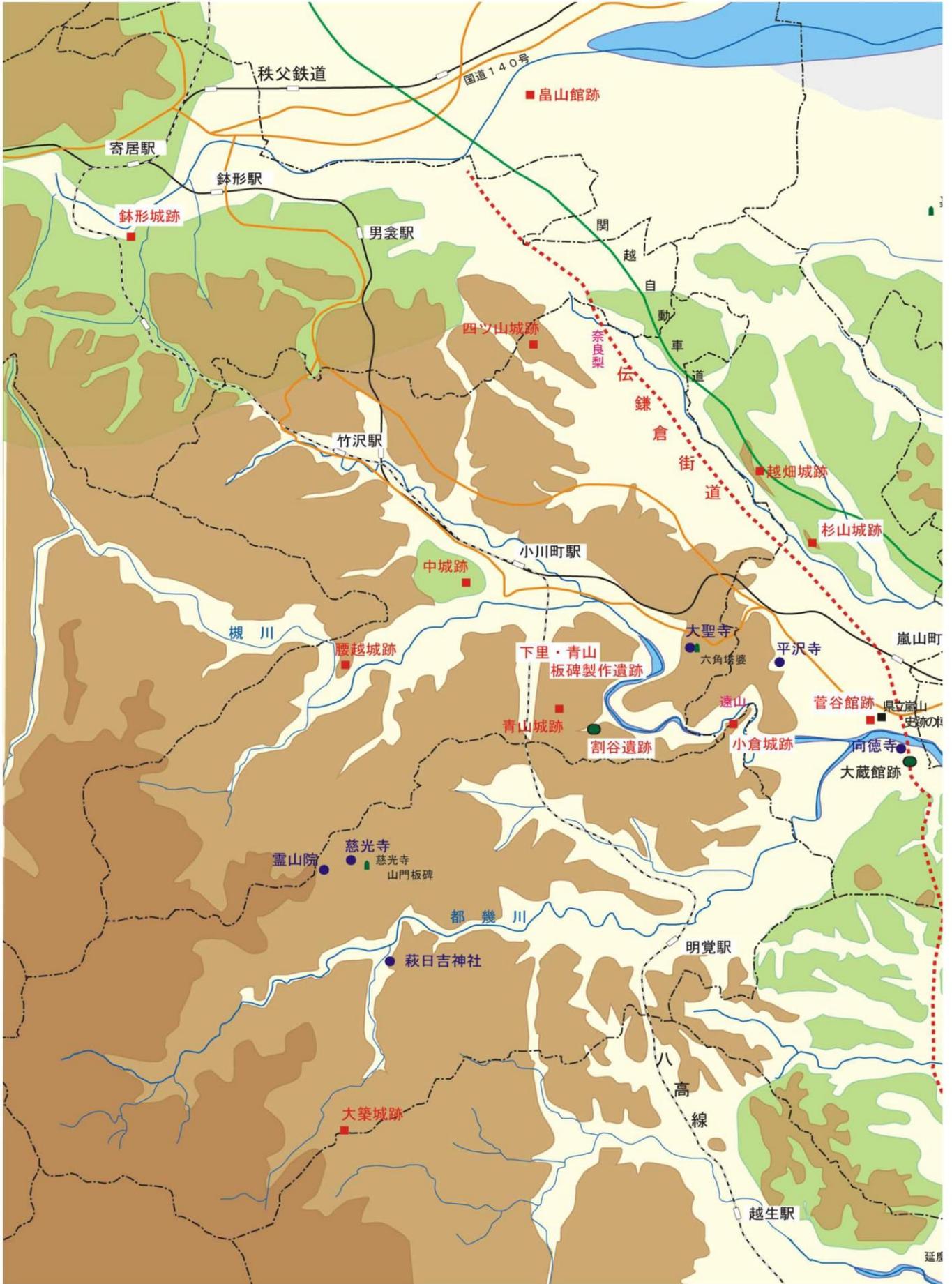
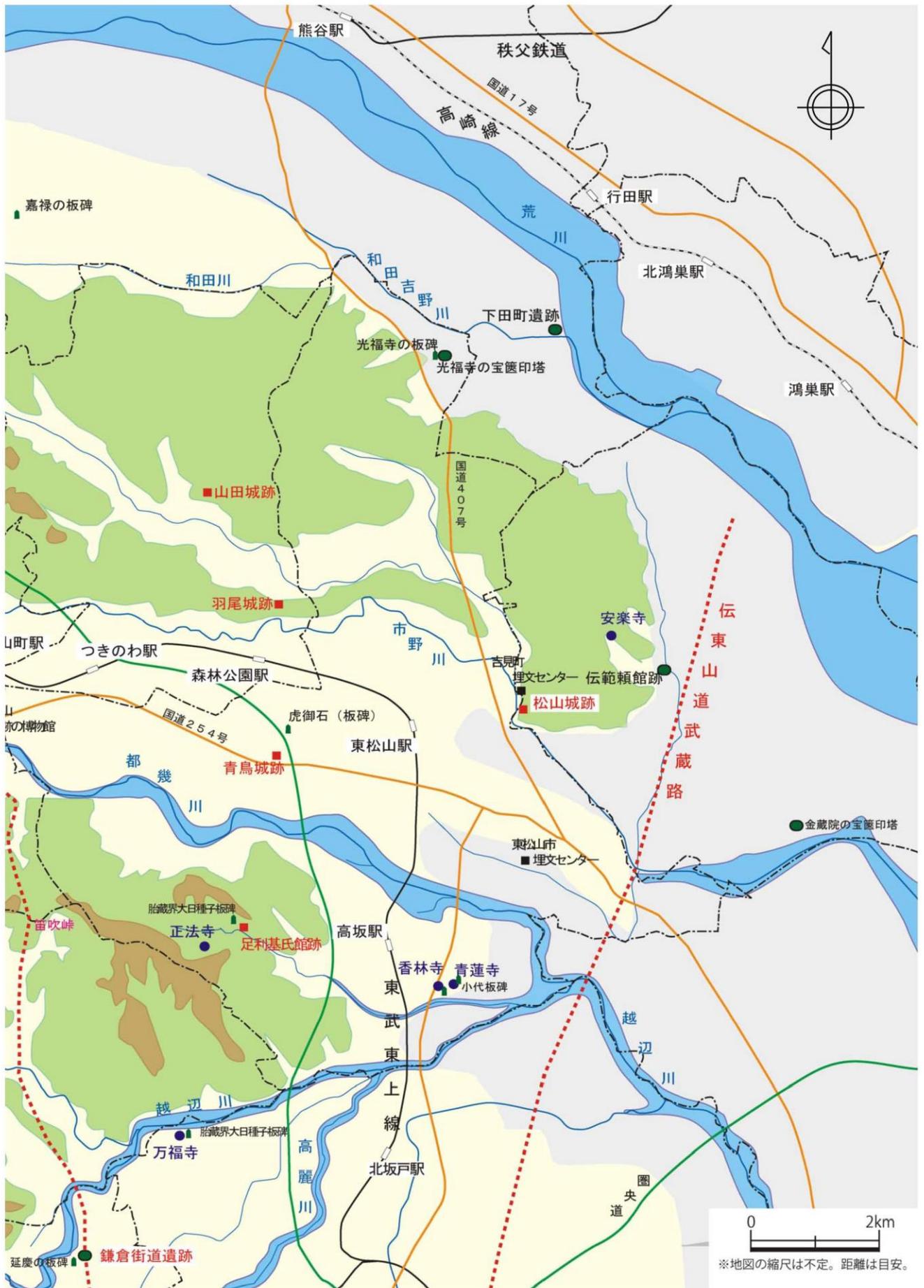


図 52. 文化財めぐりマップ広域図 (埼玉県教区委員会(2024)より引用)



## ②アクセス方法改善

史跡とその周辺環境整備、4城を核としたルート等整備により、史跡を取り巻く環境は大きく変化することが予測できる。このため、現在のアクセス方法についても改善を図れる部分があるか検討し、より利用者の利便性が高まるような改善策を講じていく。

### (5) 産業・観光事業との連携による新たなコンテンツの創出

現在、公益財団法人日本城郭協会により菅谷館跡と共に「続日本100名城」に認定され、同協会の主催するスタンプラリーが実施されている。また、嵐山町観光協会により杉山城跡の「御城印」が、杉山城跡保存会により御城印ロゴキャップ、Tシャツ等が作成、頒布されており好評である。関係団体との連携によるこれらコンテンツの積極的な利用はもちろんのこと、史跡の知名度を活かした新たなコンテンツの提示や商品開発・販売は、さらなる知名度の向上につながり、愛好者も増えるものと思われる。このため新たなコンテンツの作成が容易となるよう史跡の図面や写真、史料等で利用できる素材をデータ管理し、提供できる体制を構築する。

### (6) 情報発信

比企地区文化財振興協議会による4城と周辺文化財の散策マップ作成・配布、4城のウェブによる情報発信の充実を図り、城の様子をわかりやすく伝えるためドローン等を活用した動画配信についても検討する。これらに関連団体と連携し、情報発信の強化を図る。



図 53. 活用 ①小学生の現地見学



②嵐山史跡の博物館での遺物展示



③里山の自然・町の花「ヤマツツジ」



④里山の自然・国蝶「オオムラサキ」